

消 防 局 告 示 番 号	消防局告示名	公布年月日
消 防 局 告 示 第 1 号	さいたま市消防署の組織に関する規程の一部 を改正する告示	令和5年3月31日
消 防 局 告 示 第 2 号	さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を 改正する告示	令和5年3月31日

消防局告示第1号

さいたま市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示

さいたま市消防署の組織に関する規程（平成13年さいたま市消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>(参事等)</p> <p>第7条 消防署に参事、副参事、<u>調整幹、参与</u>又は主査、課に副参事、課長補佐、<u>主幹、専門幹、参与、主査、主任又は主事を置くことができる。</u></p> <p>2 参事等の階級は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務名</th> <th style="text-align: center;">階級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>課長補佐、主幹、調整幹、専門幹及び参与</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>定年再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）<u>及び暫定再任用職員</u>（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）である主査の階級は、消防士長とする。</p> <p>4 参事、<u>副参事及び調整幹</u>は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>主幹、専門幹及び主査</u>は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p>7 <u>参与</u>は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>8 [略]</p>	職務名	階級	[略]		<u>課長補佐、主幹、調整幹、専門幹及び参与</u>	[略]	[略]		<p>(参事等)</p> <p>第7条 消防署に参事、副参事又は主査、課に副参事、課長補佐、主幹、主査、主任又は主事を置くことができる。</p> <p>2 参事等の階級は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務名</th> <th style="text-align: center;">階級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長補佐、主幹</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>再任用職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）である主査の階級は、消防士長とする。</p> <p>4 参事<u>及び副参事</u>は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>主幹及び主査</u>は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p>7 [略]</p>	職務名	階級	[略]		課長補佐、主幹	[略]	[略]	
職務名	階級																
[略]																	
<u>課長補佐、主幹、調整幹、専門幹及び参与</u>	[略]																
[略]																	
職務名	階級																
[略]																	
課長補佐、主幹	[略]																
[略]																	

(出張所の副参事等)

第13条 出張所に副参事、所長補佐、主幹、専門幹、主査、主任又は主事を置くことができる。

2 副参事等の階級は、次の表のとおりとする。

職務名	階級
[略]	
所長補佐、主幹及び <u>専門</u> 幹	[略]
[略]	

3・4 [略]

5 主幹、専門幹及び主査は、上司の命を受け、担  
任事務に従事し、所属の職員があるときは、その  
事務を処理するためこれを指揮監督する。

6 [略]

(出張所の副参事等)

第13条 出張所に副参事、所長補佐、主幹、主査、  
主任又は主事を置くことができる。

2 副参事等の階級は、次の表のとおりとする。

職務名	階級
[略]	
所長補佐、主幹	[略]
[略]	

3・4 [略]

5 主幹及び主査は、上司の命を受け、担  
任事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処  
理するためこれを指揮監督する。

6 [略]

## 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

消防局告示第2号

さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を改正する告示

さいたま市消防同意等事務処理規程（平成28年さいたま市消防局告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
様式第6号（第10条関係） 社会福祉施設等設置計画（変更）書	様式第6号（第10条関係） 社会福祉施設等設置計画（変更）書																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">福祉局への 届出</td> <td style="text-align: center;">有（<u>          </u>部 <u>          </u>課）・無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	[略]			[略]	福祉局への 届出	有（ <u>          </u> 部 <u>          </u> 課）・無	[略]			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">保健福祉局 への届出</td> <td style="text-align: center;">有（<u>          </u> <u>          </u>課）・無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	[略]			[略]	保健福祉局 への届出	有（ <u>          </u> <u>          </u> 課）・無	[略]		
[略]																			
[略]	福祉局への 届出	有（ <u>          </u> 部 <u>          </u> 課）・無																	
[略]																			
[略]																			
[略]	保健福祉局 への届出	有（ <u>          </u> <u>          </u> 課）・無																	
[略]																			
<p>※注 介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分、障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分又は入所児童等の「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができていますかどうか」（以下、「各区分等」という。）により、施設利用者の受入制限の有無について記入すること。また、利用者の各区分等に応じ受入制限を設けている場合は、具体的な人数を記入すること。</p> <p>なお、未定の場合は予定人数を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設等の案内図、配置図、各階平面図、福祉局への届出書類の写し（事前の届け出がある場合のみ。）、入所若しくは入居又は宿泊の用に供する部屋数及び配置のわかる図面等を添付すること。</li> <li>・ 計画内容等に変更が生じた際は、速やかに消防局又は管轄消防署へ提出すること。</li> <li>・ ※印の欄は、記入しないこと。</li> </ul>	<p>※注 介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分、障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分又は入所児童等の「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができていますかどうか」（以下、「各区分等」という。）により、施設利用者の受入制限の有無について記入すること。また、利用者の各区分等に応じ受入制限を設けている場合は、具体的な人数を記入すること。</p> <p>なお、未定の場合は予定人数を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設等の案内図、配置図、各階平面図、保健福祉局への届出書類の写し（事前の届け出がある場合のみ。）、入所若しくは入居又は宿泊の用に供する部屋数及び配置のわかる図面等を添付すること。</li> <li>・ 計画内容等に変更が生じた際は、速やかに消防局又は管轄消防署へ提出すること。</li> <li>・ ※印の欄は、記入しないこと。</li> </ul>																		

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。